

令和8年3月26日
法務省民事局

電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第79条の4に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第10条の2第3項から第5項までの請求（以下「職務上請求」という。）をする場合に必要な措置として法務大臣が定めるものは以下のとおりである。

第1 目的

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）が規則第79条の2の4第1項に基づき、電子情報処理組織により戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は規則別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合において、規則第11条の2第4号に準じて請求の任に当たっている者を特定する方法を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

1 戸籍情報システム

法第118条第1項に規定する電子情報処理組織のうち、市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

2 戸籍職務上請求オンラインシステム

弁護士等が規則第79条の2の4第1項に基づき電子情報処理組織により行う戸籍謄本等の交付請求を処理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。なお、戸籍情報システムと電気通信回線により接続されていることを必ずしも要しない。

3 士業者団体

弁護士等の所属する会のうち、別表に掲げるものをいう。

4 統一請求書

規則第11条の2第4項に定める統一請求書をいう。

5 管轄法務局等

戸籍謄本等の請求先市町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。

6 ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機又は同等の機能及

び効果を有するハードウェア又はソフトウェアをいう。

7 データ

戸籍職務上請求オンラインシステムにおいて送信され、記録され又は保存される情報をいう。

8 プログラム

電子計算機を機能させて戸籍職務上請求オンラインシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。

9 ファイル

磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

10 ドキュメント

戸籍職務上請求オンラインシステムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

第3 体制等の整備

1 責任体制等の確立

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性を維持することをいう。以下同じ。）を確保するため、運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。

2 作動停止時における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により戸籍職務上請求オンラインシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

3 データの漏えいのおそれがある場合における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

4 不正アクセス判明時における対応

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、不正アクセスを早期に発見するための機能を整備するとともに、不正アクセスが判明した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めるとともに、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講じること。

5 不正プログラムの混入の検知等

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

第4 戸籍職務上請求オンラインシステムの管理

1 ソフトウェア開発等の管理

(1) 設計の実施

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティを高める設計を行うこと。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、必要機能を明確にし、将来の規模の拡大等を考慮した設計を行うこと。

(2) 試験の実施

戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行った場合には、その試験を適切に実施すること。また、試験の実施に当たっては、ファイルの安全を確保するため、適切な措置を講ずること。

(3) 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発等に際してのエラー及び不正行為の防止

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の計画を策定すること、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の責任者を指定すること、プログラムの作成、変更又は廃止を責任者の承認を得て行うことなどエラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ 戸籍職務上請求オンラインシステムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者が確認すること。

2 アクセスの管理

(1) 端末機の管理

戸籍職務上請求オンラインシステムにアクセスする端末機は、弁護士等又はその補助者及び市町村職員以外の者が使用できないものを用いること。

(2) 操作者の確認

戸籍職務上請求オンラインシステムへのログインに際しては、2つ以上の独立した要素を用いて認証を行う方法(※)により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

※知識、所有、生体のうち2つ以上の異なる属性を併用する認証方法。具体的には、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等が考えられる。

(3) 暗証番号等の取扱い

暗証番号等の規則を定め、操作者に当該規則方法を遵守させること。なお、当該規則において暗証番号の定期的な変更を定めてはならない。

(4) ファイルに対する利用制限

操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルへのアクセス制限を適切に定めること。

(5) 操作履歴の記録等

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、1年以上保存すること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴は、不当な消去や改ざんを防止するため、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

(6) 複数回のアクセス失敗に対する機能

複数回のアクセスの失敗に対し、アクセス権限を一定時間取り消す機能等を設けること。

3 戸籍謄本等の交付請求の管理

(1) 請求書情報の作成

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報(令和6年2月26日付け法務省民一第503号民事局長通達記第1の2(1)に規定するものをいう。)を作成し、弁護士等の電子署名を行う機能を有すること。また、電子署名を行うに当たっては、暗証番号又はこれと同等以上のものと認められる方法により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

(2) 請求書情報の送信

戸籍職務上請求オンラインシステムは、弁護士等又はその補助者の操作により、上記(1)に基づき作成された請求書情報を市町村長に対し送信する機能を有すること。また、市町村職員が、自市町村長に送信された請求書情報を確認できるようにする機能を有すること。

また、ファイル無害化機器、無害化ソフトウェア又は無害化サービス等を導入し、請求書情報に外部ファイルを添付する際には、当該ファイルの

無害化を実施すること。

(3) 請求書情報の検証

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること。

電子証明書の検証の方式は、O C S P (Online Certificate Status Protocol) 方式又はC R L (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、C R L方式による場合は、サーバから最新のC R Lを取得して24時間以内に検証を行うこと。

(4) 請求書情報の保存

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること。

(5) 内部統制

戸籍職務上請求オンラインシステムは、以下の場合に市町村長又は管轄法務局等に対し警告を出力する機能を有すること。また、市町村職員又は士業者団体職員の操作により、特定の電子署名がされた請求書情報について、その送信ができないように制御する機能を有すること。

ア 1か月に200件以上の請求書情報の送信がされた場合。なお、件数は電子署名を単位として計上することとする。

イ アクセス状況の分析から、正当なアクセス権限を有しない者がアクセスしていることが疑われる場合。

4 電気通信回線の通信制御等

(1) 電気通信回線を通るデータの暗号化

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村長の使用に係る電子計算機間の通信は、暗号化すること。

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して戸籍職務上請求オンラインシステムを保護するため、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないうようにするため、電気通信関係装置の管理に当たっては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を

講ずること。

(4) 通信相手相互の認証

戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村との間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、安全な方法により外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(6) 時刻の正確性確保

不正行為の追跡、セキュリティを侵害された場合における証拠の解析等を容易にするため、戸籍職務上請求オンラインシステムの時刻を正確な時刻に同期するため必要な措置を講ずること。

第5 外部委託の特例

士業者団体が構築する戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、上記において、市町村長が定めるとされている事項について自ら定めず、当局の承認を得て士業者団体が定める約款によることができる。

別表 (第2の3で定める士業者団体)

日本司法書士会連合会